

はしがき

事業者間の競争を図る独占禁止法は、国民経済全体の秩序を形成することから、これを経済上の諸矛盾・困難を克服するために国家による積極的な介入を図る経済法体制の中心ないしは基礎となし、他の個別的な対象（特定の産業分野）に制定して定められる各種規制は、独占禁止法を基礎として展開されなければならない。ところが、昨年これに逆行するような法改正が行われようとした。それは酒の安売り競争を規制する酒税法改正法案を国会に議員立法として上程する動きであった。同法案はたまたま安保法案審議で与野党の対立が生じ、国会への上程が先延ばしにされて成立しなかったものの、問題となるのは、同法案に財務大臣の示す基準を守らない酒の安売り店に販売免許を取り消すことを含んでいた点である。つまり、一方で独占禁止法の不当廉売規制が存在するにもかかわらず、他方で酒の販売免許でもって大型店・量販店による廉売を規制し、零細酒小売店の倒産を防止しようとした。これは、独占禁止法を中心とする経済法体制が酒販売店間の競争を図るのか、それとも零細な酒小売店である競争者の保護を図るのかという問題を提起するものである。

かつて著者らが独占禁止法を学び始めたころ、このようなテーマを取り上げた判例と論文に出会った。まず判例は、東京都内の新聞販売店が新聞の販売地域を制限した事件で「自由競争のあるところ優勝劣敗の分かれることは免れ難い数（ママ）であり、販売店の経営が存立するか否かはもっぱら市場の法則に委すべきものである。かかる事態を避けるがために人為的な競争制限を行うことは本来独占禁止法の許さないところである」と判示した東京高裁判決（昭28・3・9 審決集4巻190頁〔新聞販路協定事件〕、本書13頁の★コラム1・2参照）である。もう一方の論文は、米国の法律雑誌に掲載されたボーク氏とボーマン氏のアメリカ反トラスト法に関する論争（Robert H. Bok & Ward S. Bowman, "The Goals of Antitrust: a Dialogue on Policy", *Columbia Law Review*, LXXV (1965), 365-370）である。両氏の論争で、日本の独占禁止法にあたるアメリカ反トラスト法の中に特定の競争者を保護する、あるいは経済的弱者を救済するなどの社会政策的な配慮を持ち込むべきでないという主張があった。なぜならこのような配慮を行え

ば、反トラスト政策を推進しようとする反トラスト法自体に甘さが生じ、同法を根本から崩壊させかねない。特定の競争者ないしは経済的弱者には、反トラスト政策以外の他の政策による配慮を行うべきであるという。上記の東京高裁の判例およびボークとボーマン両氏の論争で展開された考えは、半世紀以上も前に示されたものであるが、著者らは、つねにこの考え方を念頭に置きつつ本書を執筆した。

本書は、法・経済・商・経営学部の学生に基本書として執筆されたものである。最新の審・判決例、公正取引委員会の運用基準を引用しつつ、またコラム欄も設けて問題の背景や話題となった事件、外国法の紹介、競争政策にまつわるエピソードを紹介して他の類書に見られない特色を持たせた。

度重なる独占禁止法などの改正のため、執筆の大幅な遅れが生じた。それにもかかわらず、法律文化社顧問秋山泰氏の並々ならぬ励ましやご尽力があって本書を刊行することができた。同氏に深く感謝する。

2016年2月

執筆者を代表して

鈴木 加人
大内 義三